日本原燃株式会社廃棄物埋設事業変更許可申請書の一部補正に対する 主要な指摘事項

令和2年6月22日 原子力規制庁 新基準適合性審査チーム

令和2年1月20日付けで日本原燃株式会社から提出された廃棄物埋設事業変更許可申請書の一部補正の内容に関し、新規制基準適合性審査に必要な事項として、以下を指摘する。

なお、本指摘はこれまでに確認した範囲で主要な事項を揚げたものである。

	項目	指摘事項
1	3条 安全機能	<u>規則等要求:</u> 3条では、安全機能を有する施設につい
	を有する施設の	て、十分に支持することができる地盤に設けな
	地盤	ければならないとしている。また、廃棄物埋設地
		について、変形した場合においてもその安全機
		能が損なわれるおそれがない地盤に設けなけれ
		ばならない、変位が生ずるおそれがない地盤に
		設けなければならないとしている。
		<u>申請内容:</u> 1号及び2号廃棄物埋設施設の適合性に
		ついては、添付資料3に既許可のとおりと記載
		されている。
		<u>指摘:</u> 1号及び2号廃棄物埋設施設において、安全機
		能を有する施設に変更(1号:埋設設備7,8群
		の漏出防止対策の追加、覆土設計の変更、2号:
		覆土設計の変更) があることから、当該変更によ
		る要求への適合性について申請書に記載をする
		必要がある。
2	4条 地震によ	<u>規則等要求:</u> 4条では、安全機能を有する施設につい
	る損傷の防止	て、耐震重要度に応じて算定した地震力に十分
		に耐えることができるものでなければならない
		としている。その際、地震の発生によって生ずる
		おそれがある安全機能を有する施設の安全機能
		の喪失に起因する放射線による公衆への影響を
		評価し、その程度に応じて耐震重要度を設定し
		なければいけないとしている。
		<u>申請内容:</u> 3号廃棄物埋設施設について、安全機能を
		有する施設の安全機能の喪失として覆土の機能

	項目	指摘事項
		が喪失した場合の放射線による公衆への影響評
		価についての記載がない。1号及び2号廃棄物
		埋設施設については、申請書本文及び添付資料
		5に、耐震構造が既許可のとおりと記載がある。
		指摘: 3号廃棄物埋設施設について、廃止措置開始ま
		での間に覆土の機能が喪失した場合の放射線に
		よる公衆への影響評価を実施する必要がある。
		また、1号及び2号廃棄物埋設施設において、安
		全機能を有する施設の変更(1号:埋設設備7,
		8 群の漏出防止対策の追加、覆土設計の変更、2
		号: 覆土設計の変更) 及び埋設する廃棄体の変更
		(1号:種類の追加、数量の変更、主要な放射性
		物質(CI-36)の追加、2号:数量の変更、主要な
		放射性物質(CI-36)の追加) があることから、当
		該変更による要求への適合性について申請書に
	- kz /// k/c -	記載をする必要がある。
3	7条 火災等に	規則等要求: 7条では、安全機能を有する施設につい
	よる損傷の防止 	て、火災又は爆発により廃棄物埋設施設の安全
		性が損なわれないよう、火災及び爆発(以下「火
		災等」という。)の発生を防止する措置、火災等 た見期に感知及び消止する措置、火災等の
		を早期に感知及び消火する措置並びに火災等の影響を軽減する世界を適切に組み合わせた世界
		影響を軽減する措置を適切に組み合わせた措置 を講じたものでなければならないとしている。
		申請内容: 2号廃棄物埋設施設について、火災等によ
		「中間が日:
		指摘: 1号及び3号廃棄物埋設施設については、火災
		等による損傷の防止対策について記載されてお
		り、2号廃棄物埋設施設においても、安全機能を
		有する施設に変更(覆土設計の変更)があること
		から、火災等による損傷の防止対策が必要でな
		いことを2号廃棄物埋設施設についても記載す
		る必要がある。
4	8条 遮蔽等	<u>規則等要求:</u> 8条では、廃棄物埋設施設について、当
		該廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカ
		イシャインガンマ線による事業所周辺の線量を
		十分に低減できるよう、並びに放射線障害を防
		止する必要がある場合には、管理区域その他事
		業所内の人が立ち入る場所における線量を低減

	項目	指摘事項
		できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたも
		のでなければならないとしている。
		<u>申請内容:</u> 1号及び2号廃棄物埋設施設の適合性に
		ついては、申請書本文及び添付資料5に記載さ
		れている。また、線量評価については添付資料6
		に既許可のとおりと記載されている。
		<u>指摘:</u> 1号及び2号廃棄物埋設施設において、安全機
		能を有する施設の変更(1号:埋設設備7,8群
		の漏出防止対策の追加、覆土設計の変更、2号:
		覆土設計の変更) 及び埋設する廃棄体の変更(1
		号:種類の追加、数量の変更、主要な放射性物質
		(CI-36)の追加、2号:数量の変更、主要な放射
		性物質(CI-36)の追加) があることから、当該変
		更による線量評価への影響を加味して要求への
		適合性について申請書に記載をする必要があ
		る。
5	9条 異常時の	<u>規則等要求:</u> 9条では、安全機能を有する施設は、埋
	放射線障害の防	設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措
	上	置の開始までの間において、当該安全機能を有
		する施設に異常が発生した場合においても事業
		所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもので
		なければならないとしている。
		申請内容:1号及び2号廃棄物埋設施設の適合性に
		ついては、添付資料7に既許可のとおりと記載
		されている。
		指摘: 1号廃棄物埋設施設においては、安全機能を有
		する施設である埋設設備及び覆土の設計変更が
		あること、また、2号廃棄物埋設施設においても
		覆土の設計変更があることによって、異常の発 生は想定されないことを1号及び2号廃棄物埋
		全は窓足されないことを「号及び2号廃業物理 設施設についても記載する必要がある。
6	10条 廃棄物	規則等要求: 10条では、廃止措置の開始までに廃
J	「	<u> </u>
	(主以が)	状態に移行する見通しを評価するに当たって
		は、人工バリア及び天然バリアの状態の変化を
		考慮した上で行うことを求めている。
		申請内容:廃棄物埋設地の地震による力学的な変形
		を考慮するにあたって、液状化については、廃棄
		こうかが、またしては、大学には、これには、

		指摘事項
	것니	物埋設地で想定している地震動が平成 19 年度新
		温県中越沖地震よりも小さく、覆土は中越沖地
		震における非液状化箇所と同等以上の液状化抵
		抗性をもった材料を用いて締固めることから、
		液状化は発生しないとしている。
		指摘:液状化が発生しないとする根拠を示す必要が
		ある。具体的には、廃棄物埋設地において将来
		も震度5強を超える地震が発生しないとする根
		拠が不足している。また、覆土について管理値
		(締固め度90%以上)は示されているが、粒
		そ分布は示されておらず、「中越沖地震におい
		て被災をしていない箇所で使用されている砂及
		び砂質土と同等以上の液状化抵抗性を有する材
		料」であると判断したエビデンスが不足してい
		る。
7	1 1 条 放射線	規 則等要求 :11条では、事業所には、放射線から
	管理施設	放射線業務従事者を防護するため、線量を監視
		し、及び管理する設備を設けなければならない
		としている。また、放射線から放射線業務従事
		者を防護するために必要な情報を適切な場所に
		表示する設備を設けなければならないとしてい
		る。
		<u>申請内容:</u> 1号及び2号廃棄物埋設施設の適合性に
		ついては、申請書本文に既許可のとおりとのみ
		記載されており、3号廃棄物埋設施設と共用す
		ることや必要な情報の表示する設備を設置する
		ことの説明はなく、1号及び2号廃棄物埋設施
		設も含めた事業所全体としての適合性について
		説明がない。
		<u>指摘:</u> 1 1条は、事業所全体での基準適合性が求めら
		れていることから、1号廃棄物埋設施設の放射
		線管理施設を2号及び3号廃棄物埋設施設と共
		用することについて申請書に記載する必要があ
		る。
		また、必要な情報を適切な場所に表示する設備
		を設置することの要求事項は、新規事項であるこ
		とから、事業所全体としての適合性について申請
		書に記載をする必要がある。

	項目		指摘事項
8	12条	監視測	規則等要求: 12条では、事業所には、廃棄物埋設地
	定設備		から漏えいする放射性物質の濃度及び線量、事
			業所及びその境界付近における放射性物質の濃
			度及び線量並びに地下水の水位その他の廃棄物
			埋設地及びその周囲の状況について監視し、及
			び測定しなければならないとしている。また、上
			記のうち事業所及びその境界付近における放射
			性物質の濃度及び線量については、適切な場所
			に表示できる設備を設けなければならないとし
			ている。
			<u>申請内容:</u> 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設のそ
			れぞれの申請書本文及び添付書類五に基準適合
			性の説明が記載されているが、何を共用するか
			について記載がない。
			指摘: 12条は、事業所全体での基準適合性が求めら
			れていることから、1号、2号及び3号それぞれ
			の適合性ではなく、1号及び2号廃棄物埋設施
			設の監視設備に係る変更(1号:点検路の構造変
			更、監視設備の新設・変更、2号:監視設備の新
			設・変更)があること、3号廃棄物埋設施設の監
			視設備を新設すること、周辺監視測定設備等を
			3号廃棄物埋設施設とも共用することを踏まえ
			て、事業所全体での基準適合性が判断できるよ
	10夕		うに記載する必要がある。 #別等要素・1.2条では、序幕物理説描記には、周辺
9	りまれる栄養を	廃棄施	規則等要求: 13条では、廃棄物埋設施設には、周辺
	政		における水中の放射性物質の濃度を十分に低減
			できるよう、必要に応じて、廃棄物埋設施設にお
			いて発生する放射性廃棄物を処理する能力を有
			する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施
			設を除く。)を設けなければならないとしてい
			る。
			ー また、廃棄物埋設施設には、十分な容量を有す
			るとともに放射性物質による汚染拡大防止を考
			慮した保管廃棄施設を設けなければならないと
			している。
			申請内容 : 1号、2号及び3号廃棄物埋設施設の適
			合性について、申請書本文及び添付書類六にお

項目	指摘事項
	いて既許可のとおりと記載されている。
	<u>指摘:</u> 既許可の廃棄施設について3号廃棄物埋設施
	設とも共用すること、3号廃棄物埋設施設増設
	後の放射性廃棄物の増加にも既許可の施設で十
	分に処理できることの説明を申請書に記載する
	必要がある。また、保管廃棄施設については、新
	規要求事項であることから、3号廃棄物埋設施
	設増設後の放射性廃棄物の増加にも既設の保管
	廃棄施設の容量で十分であること及び汚染拡大
	防止策の設計方針について申請書に記載する必
	要がある。